

春日井市クリーンセンター持ち込み案内

ご利用案内

受入時間	
持ち込み可能日	平日(月曜日から金曜日まで)
	受付時間 午前 8 時 30 分から午前 12 時 00 分まで 午後 1 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
	土曜日
	受付時間 午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
休み	土曜日の午後・日曜日・祭日・年末年始

※受入作業・手続きに時間がかかりますので、各受付終了時間の 15 分前までにお越しください。

料金	家庭から出るごみ	10kg 以上の部分に対して、10kg につき100円が必要です。
	事業所から出るごみ	10kg につき、200円が必要です。 (平成 25 年 4 月 1 日より 170 円から 200 円に変わりました。)

特定廃棄物は所定の処理手数料が必要です。

家庭から出るごみ(春日井市から発生したごみに限ります)

- ご家庭から出されるごみについては、市で収集を行っていますが、特定廃棄物、粗大ごみで収集ができない場合、引越しなどで一時的に多量のごみが出る場合は、クリーンセンターに持ち込むことができます。

詳しくは資源・ごみの出し方便利帳でご確認をお願いします。

持ち込めるもの

燃やせるごみ	生ごみ、リサイクルできない紙類、木の枝、革製品、靴、汚れの落ちないプラスチック製容器包装、プラスチック製品(30cm 以下)など	詳しくは資源・ごみの出し方便利帳をご覧ください。
燃やせないごみ	プラスチック製品(30cm 超 80cm 未満)、ガラス、陶器類など	
特定廃棄物	電気式温水タンク、太陽熱温水器(5,000 円) スプリングマットレス(2,000 円) 自家用自動車タイヤホイール付き(1,000 円) 自家用自動車バッテリー、自家用自動車タイヤホイールなし、自家用自動車ホイール(500 円)	
粗大ごみ	燃やせるごみ、燃やせないごみ又は資源のうち1辺が 80cm 以上のもの(机、椅子、タンス、自転車など)	
危険ごみ	平成 25 年4月より危険ごみの区分がなくなり、資源の金属類に変わりました。ポリタンクは空にして、燃やせないごみへ。	

砂、土、石など	家庭菜園で使い、処分に困った砂・土や、自ら修理・解体して出たがれきり類など	事前にクリーンセンターへ連絡してください。
資源	びん、缶、ペットボトル、古紙古布類など、プラスチック製容器包装、金属類(小型家電を含む80cm未満のもの)	料金はかかりません。ただし、分別がされていませんと、通常のごみとして料金が発生しますのでご注意ください。

持ち込めないもの

他市町村のごみ	春日井市以外から発生したごみ	ごみが発生した他市町村へ確認してください。
事業系ごみ	産業廃棄物など (詳しくは業者の皆様へをご覧ください。)	事業者の責任において適正に処理してください。
適正処理 困難物	オイル、塗料、LPガスボンベ、耐火金庫、消火器、農薬、農機具など	販売店、専門業者、引取業者へ依頼してください。
家電リサイクル 法定品目	エアコン、洗濯機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機	製品を買った販売店に引き取りをお願いしてください。ただし、郵便局でリサイクル料金を支払ったものであればクリーンセンターへの持ち込みは可能です。 (リサイクル料金の他、2,000円の手数料が必要です。)
パソコン	デスクトップパソコン(本体)、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ	パソコンメーカーへ直接引き取りを依頼してください。メーカー不明のパソコンは、「パソコン3R推進協会(03-5282-7685)」へ電話してください。
自動車・二輪車	自動車・二輪車(原付バイク・自動二輪)	「販売店」、「解体業者」、「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」へ持ち込んでください。 「自動車リサイクル促進センター(03-5733-8300)」 「二輪車リサイクルコールセンター(03-3598-8075)」
携帯電話	携帯電話、PHS 端末	「モバイル・リサイクル・ネットワーク」のマークのある専売店ショップへ持ち込んでください。
建築廃材	瓦、柱、梁、建具、天井、壁、トタン、床、基礎等、システムキッチン、浴槽、便器、浄化槽、車庫、倉庫、塀、庭石、庭木など	専門業者等が施工したものは、施工業者、販売店、専門業者、引取業者へ依頼してください。
所定サイズを 超えるもの	木材・剪定木等のうち直径20cm又は長さ2.0mを超えるもの	半分に割ったり切断するなどして、直径20cm以下かつ長さ2.0m以下にしていれば、持ち込み可能です。

その他、市で処理することが困難や危険であるもの。

事業所から出るごみ(春日井市から発生したごみに限ります)

持ち込めるもの

紙くず	包装紙、事務用紙などで、リサイクルできないもの	詳しくは事業者の皆様へをご覧ください。
木くず	梱包材など	
繊維くず	廃ウエス(布)など	
その他	厨房残さ(調理くず)など	

持ち込めないもの

他市町村のごみ	春日井市以外から発生したごみ	ごみが発生した市町村へ持ち込んでください。
産業廃棄物	事業活動に伴って出る産業廃棄物など (詳細は別添産業廃棄物をご覧ください。)	事業者の責任において適正に処理してください。
家電リサイクル法 定品目	エアコン、洗濯機、テレビ、冷蔵庫、冷凍 庫、衣類乾燥機	製品を買った販売店に引き取りをお願いしてください。
パソコン	デスクトップパソコン(本体)、ノートパソ コン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ	パソコンメーカーへ直接引取りを依頼してください。 メーカー不明のパソコンは、「パソコン 3R 推進協会 (03-5282-7685)」へ電話してください。
資源	びん、缶、ペットボトル、古紙古布類など	再生資源業者に確認してください。
砂、土、石など	事業活動に伴って出たものは処理できま せん。	土木関係業者に確認してください。

火災・り災廃棄物の持ち込みについて

- 春日井市内にお住まいの方で一般住宅等が火災・り災に遭われた場合には、火災・り災により生じた廃棄物を春日井市クリーンセンターへ搬入することができます。
ただし、搬入には条件があり、搬入できる物と、搬入できない物とがありますので、希望される場合は、後片づけをする前に、ごみ減量推進課(TEL 0568-85-6222)へご相談ください。事前連絡がないと搬入できない場合があります。
なお、火災・り災による廃棄物は、搬入時に減免申請を行うと処理手数料が減免されます。

ごみ持ち込み時の注意事項

- ごみの中身、内容が確認できるようにしてください。
- 受入できないものもありますので、事前に電話でご確認ください。
- 引越しなどの一時多量ごみは自分で直接お持ち込みください。なお、運送会社等に運搬を依頼する場合は、本人が同乗又は同行の上、持ち込みいただくようお願いします。
- 大型車等の大きな車での搬入はご遠慮ください。(2t車まで)

クリーンセンターへのごみの持ち込み方法

1.ごみを分別してください。

- ・春日井市の分別方法に従ってください。
- ・必ず袋に入れる必要はありませんが、袋にいれていただくと下ろすのに便利です。
- ・袋を使用する場合は、中身の見える袋を使用してください。
- ・他市のごみ袋は受け付けません。
- ・ごみは種類別に分けてください。
- ・資源(雑誌・雑がみ・新聞・段ボール・牛乳パック)は紙ひもでしばってください。

2.事前にクリーンセンターに電話してからお越しください。

- ・受入できないものの確認のため、事前に電話連絡をお願いします。予約ではありません。
春日井市クリーンセンター TEL 0568-88-0247
- ・年度末、お盆、年末・年始は大変混み合いますので、お待ちいただく場合があります。
- ・ごみの下ろし作業等がありますので、受付終了時間の15分程度前までにお越しください。
- ・持ち込み車両は乗用車又は、2トン車までをお願いします。

3 クリーンセンター受付で計量してください。

- ・春日井市在住であることが分かるもの(免許証など)の提示をお願いする事があります。
- ・持ち込み時にごみを確認させていただきます。
- ・係員が案内しますので指示に従ってください。

4.係員の指示に従ってごみを下ろしてください。

- ・ごみの荷下ろしは、搬入者ご自身で行っていただきます。
- ・ごみの種類ごとに下ろす場所が異なります。
- ・工場内は多数の車両が出入りし危険ですので、お子様は車から降りないようにお願いします。
- ・不適切なごみであると判断した場合は、持ち帰りいただく場合があります。
- ・ごみの荷下ろし後、再度、受付へお越しください。

5.受付で再度計量してください。

- ・先に量った重量との差により処理手数料を算出します。

6.料金を支払います。

- ・係員の指示により車を駐車場に止めて、処理手数料を支払います。
- ・係員の指示に従ってお帰りください。

別紙のクリーンセンターへのごみの持ち込み方法をご覧ください。